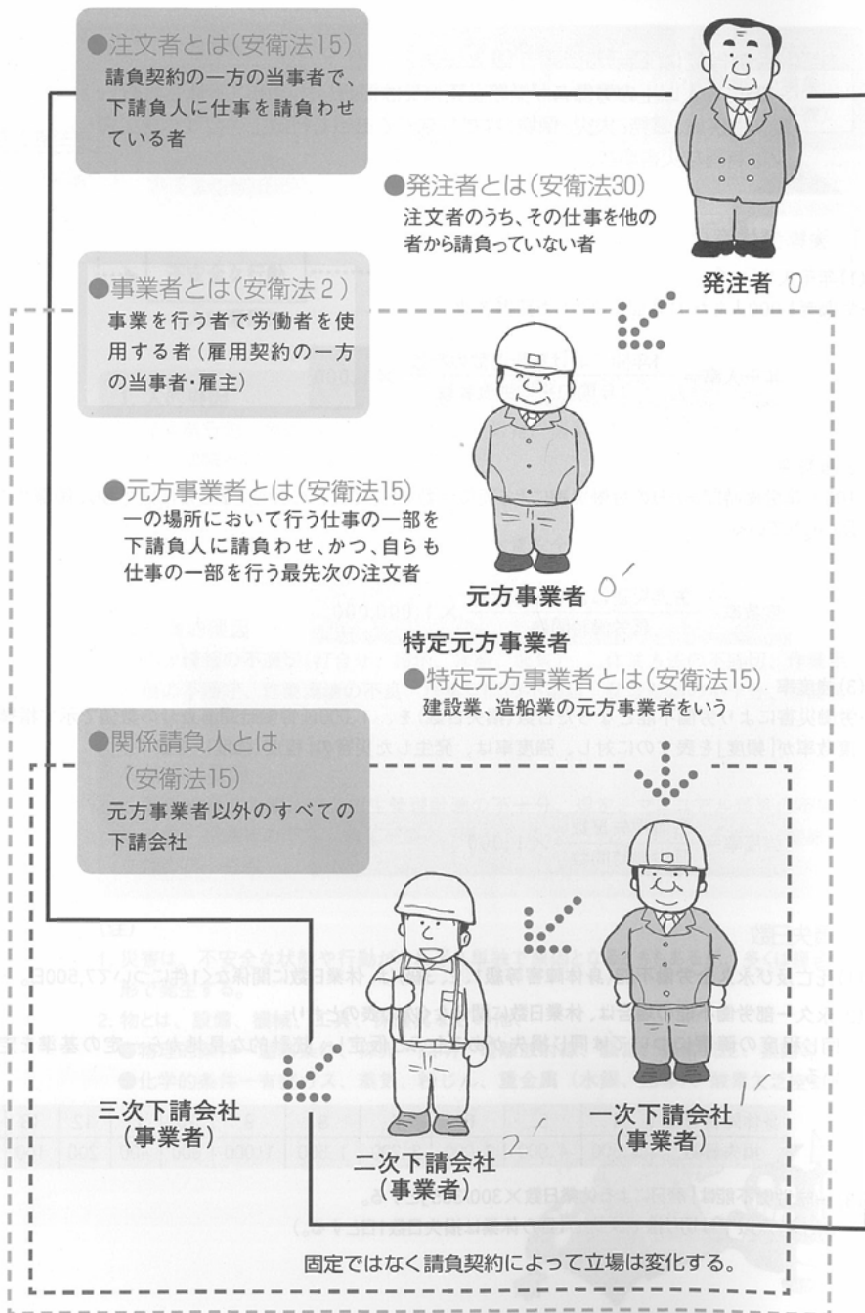


発注者・注文者・元方事業者・特定元方事業者・事業者・関係請負人



統括安全衛生責任者の選任と職務 安衛法15条

特定元方事業者は、従業員及び協力会社の作業者が、一の場所での混在作業で発生する労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、作業場所全体の統括管理を行わなければならない。すい道、圧気、一定の橋梁、一定の建築工事においては専属とする。

元方事業者の現場管理指針(平成7.4.21 基発第267号)

統括安全衛生責任者

職務(安衛法30条)

1. 協議組織の設置・運営
2. 作業間の連絡・調整
3. 作業場所の巡視
4. 協力が社が行う安全衛生教育の指導・援助及び新規入場者教育のための資料等の提供
5. 工程計画及び機械・設備の配置計画の作成、協力が社が作成する作業計画の指導
6. クレーン等運転の合図の統一
7. 警報の統一等
8. その他災害防止に必要な事項

(指揮)

元方安全衛生管理者(安衛法15条の2)

選任 ◆一定の資格のある者の内から

◆事業場に専属の者

職務 ◆同上統括安全衛生責任者の職務の内技術的事項(注)の管理

すい道救護技術管理者(安衛法25条の2)

①救護に必要な機械の備付け・管理 ②救護訓練

③爆発・火災に備えた救護に必要な事項のうち技術的事項の管理

(注)技術的事項とは、労働災害防止に関する一切の事項をいう

選任すべき事業場(安衛令7条)

工事の種類	現場規模			労働者数(人)
	20	30	50	
すい道等の建設	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者 救護技術管理者		
圧気工法による作業	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者 救護技術管理者		
一定の橋梁の建設	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者		
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設	店社安全衛生管理者		統括安全衛生責任書 元方安全衛生管理者	
その他			統括安全衛生責任書 元方安全衛生管理者	

統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者が選任されていれば、店社安全衛生管理者の選任は不要(圧気以下の工事についても同様)(安衛則18条の6)

統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者が旅行、疾病、事故、その他やむを得ない事由によって職務を行うことができない時は代理者を選任しなければならない(安衛則20条)

※安全衛生法の詳細→書籍・安全衛生法便覧(労働調査会 発行)